会長		担当理事		会計	

埼医業Ⅱ第４０２号
令和３年５月２８日

郡市・大学医師会長　殿
（医療保険担当理事）

埼玉県医師会長　金井忠男
（担当常任理事　小室保尚）

令和２年度会計検査院による会計実地検査（医療関係）における
疑義について

標記の件について、別紙（写）のとおり埼玉県保健医療部長から通知がありました。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただき、貴会会員への周知方にご高配くださいますようお願い申し上げます。

担　当：埼玉県医師会業務Ⅱ課　飯野
電　話：０４８－８２４－２６１１
ＦＡＸ：０４８－８２２－８５１５

加入者医師協 収受 3.5.31 第270号

写

国医第３３７－１号
令和３年５月２４日

一般社団法人　埼玉県医師会長
金井　忠男　様

埼玉県保健医療部長　関本　建二（公印省略）

令和２年度会計検査院による会計実地検査（医療関係）における
疑義について（通知）

本県の国民健康保険行政の推進につきましては、日頃多大な御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、会計検査院による会計実地検査が令和３年３月末に実施され、別添のとおり疑義が示されました。

つきましては、参考としてお送りいたしますので、会員の皆様に御周知くださるようお願い申し上げます。

担当：国保医療課　総務・保険医療担当
電話：０４８－８３０－３３６６

もう一度ご確認ください！！

令和３年3月に行われた会計検査院の実地検査で下記内容の疑義が示されております。
今一度、レセプト請求時にご確認をお願いします。
（詳細は別紙を参照してください。）

○　**特別養護老人ホーム等の入所者**に対して診療を行った場合、**初再診料・医学管理料等を算定できない場合**があります。

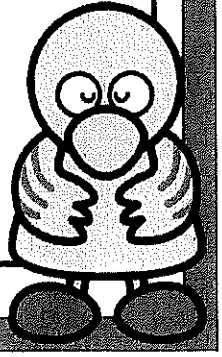
○　**療養病棟の入院基本料**において、**算定期間に限りがある医療区分**があります。

○　疾病別リハビリテーション料に関して、**要介護被保険者等（要介護者及び要支援者）**については、以下のように特別な取り扱いとする**場合**がありますので、**介護保険の有無の確認**を徹底してください。

・発症等から所定の日数（４０～６０日）を経過したのちに、引き続きリハビリテーションを実施する場合、**過去３月以内に目標設定等支援・管理料を算定していない要介護被保険者等については、所定点数の100分の90に相当する点数**により算定します。

・**入院中の要介護被保険者等**が**標準的算定日数を超えて**リハビリテーションを行う場合には、**当初の点数及び単位より減算した点数及び単位**となります。

○　**治療を継続することにより状態の改善が期待できるなどの患者（要介護被保険者等を含む）**については、**標準的算定日数を超えても当初の点数及び単位で算定することができる**場合があります。
　その場合には、**レセプトの摘要欄に継続理由等を記載する**こととされています。



コバトン

別添

令和２年度会計検査院会計実地検査における疑義について

１　初診料・再診料等（配置医師）について

特別養護老人ホーム及び指定障害者支援施設等の入所者に対して、当該施設の配置医師が診療を行った場合には、初・再診料等や特定疾患療養管理料等については診療報酬として算定できないこととされています。そして、特別な必要があって行う診療以外の外来診療に係る再診料についても、同様に取り扱うこととされています。

しかし、特別養護老人ホーム等の入所者に対して行った診療について、特別の必要があって行う診療以外の外来診療に係る再診料や特定疾患療養管理料等を算定しているのではないかとの疑義があります。

２　初診料・再診料等（配置医師以外）について

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（定員１１１名以上の場合）及び指定障害者支援施設等の入居者については、当該施設の配置医師でない場合は、患者の傷病が配置医師の専門外にわたるものであり、入所者等の求めなどを踏まえ、入所者の状態に応じた医学的判断による配置医師の求めがある場合に限り、診療報酬を算定できるなどとされています。

しかし、特別養護老人ホーム等の配置医師でないにもかかわらず、定期的に施設の入所者に対して診療を行い、特別の必要があって行う診療以外の外来診療に係る初診料・再診料や特定疾患療養管理料等を算定しているのではないかとの疑義があります。

３　療養病棟入院基本料について

医療区分の評価に当たり、対象となる疾患、状態に該当しないと思料されるものについて該当する状況となっており、医療区分の評価の実態について疑義があります。

４　リハビリテーション料（所定単位数を超えて算定）について

リハビリテーション料のうち脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料又は運動器リハビリテーション料を算定している患者について、それぞれ発症等から 180 日、120 日又は 150 日を超えてリハビリテーションを行った場合は、１月 13 単位に限り算定することとされています。

しかし、所定日数を超えて行ったリハビリテーションについて、１月 13 単位を超えて算定しているのではないかとの疑義があります。

５　リハビリテーション料（要介護被保険者等に対する算定）について

リハビリテーション料のうち脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料又は運動器リハビリテーション料を算定している入院中の要介護被保険者等（要介護者及び要支援者）について、それぞれ発症等から 180 日、120 日又は 150 日を超えてリハビリテーションを行った場合は、１月 13 単位に限り注５に定められた点数で算定することとされていますが、より高い点数で算定しているのではないかとの疑義があります。

６　リハビリテーション料（要介護被保険者等に対する算定）について

リハビリテーション料のうち脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料又は運動器リハビリテーション料を算定している要介護被保険者等（要介護者及び要支援者）について、それぞれ発症等から 180 日、120 日又は 150 日に限り所定の点数を加算することとされています。

しかし、当該患者が要介護被保険者等である場合には、それぞれ発症、手術もしくは急性増悪又は最初に診断された日から 60 日、40 日又は 50 日を経過したのちに、引き続きリハビリテーションを実施する場合において、過去３月以内に目標設定等支援・管理料を算定していない場合には、所定点数の 100 分の 90 に相当する点数による算定すべきところ、100 分の 90 に相当する点数とせずに算定しているのではないかとの疑義があります。

７　リハビリテーション料（がん患者リハビリテーション料　対象患者非該当）について

リハビリテーション料のうち、がん患者リハビリテーション料は当該入院中にがんの治療のための手術等が行われる予定であって、当該入院中にがんの治療のための手術等が行われる予定の患者又は行われた患者、もしくは在宅において緩和ケア主体で治療を行っている進行がん等の患者であって、症状増悪のため一時的に入院加療を行っており、在宅復帰を目的としたリハビリテーションが必要な患者を対象としてリハビリテーションを実施した場合に算定することとされています。

しかし、厚生労働大臣の定める患者に該当しないと思料される患者に対して、がん患者リハビリテーション料を算定しているのではないかとの疑義があります。

参考

区　分	標準的算定日数	標準的算定日数を超える場合	
		当該患者が要介護被保険者等*でない場合	当該患者が要介護被保険者等*である場合
	１単位の点数	１単位の点数	１単位の点数
H001　脳血管疾患等リハビリテーション料	１８０日以内	１月１３単位まで	１月１３単位まで
	(Ⅰ)２４５点	(Ⅰ)２４５点	(Ⅰ)１４７点
	(Ⅱ)２００点	(Ⅱ)２００点	(Ⅱ)１２０点
	(Ⅲ)１００点	(Ⅲ)１００点	(Ⅲ)　６０点
H001-2　廃用症候群リハビリテーション料	１２０日以内	１月１３単位まで	１月１３単位まで
	(Ⅰ)１８０点	(Ⅰ)１８０点	(Ⅰ)１０８点
	(Ⅱ)１４６点	(Ⅱ)１４６点	(Ⅱ)　８８点
	(Ⅲ)　７７点	(Ⅲ)　７７点	(Ⅲ)　４６点
H002　運動器リハビリテーション料	１５０日以内	１月１３単位まで	１月１３単位まで
	(Ⅰ)１８５点	(Ⅰ)１８５点	(Ⅰ)１１１点
	(Ⅱ)１７０点	(Ⅱ)１７０点	(Ⅱ)１０２点
	(Ⅲ)　８５点	(Ⅲ)　８５点	(Ⅲ)　５１点

*要介護被保険者等とは、介護保険法第６２条に定める要介護被保険者又は居宅要支援被保険者のことである。

○疑義を受けた事例は療養病棟入院患者のものであるため、該当部分の診療報酬点数（R2.4 改定）を示している。

○当該患者が要介護被保険者等である場合には、それぞれ発症、手術もしくは急性増悪又は最初に診断された日から下記の日数を経過したのちに、引き続きリハビリテーションを実施する場合において、過去３月以内に目標設定等支援・管理料を算定していない場合には、所定点数の 100 分の 90 に相当する点数により算定する。

・脳血管疾患等リハビリテーション料：６０日
・廃用症候群リハビリテーション料：４０日
・運動器リハビリテーション料：５０日

○治療を継続することにより状態の改善が期待できるなどの対象患者については、標準的算定日数を超えて算定することができることとされている。その場合には、レセプトの摘要欄に疾患名、発症日、具体的な改善の状況等を示した継続利用等を記載することとされている。